

にぎたつりフレッシュルーム 利用規約

本規約は、公立学校共済組合愛媛支部（以下「支部」という）が運営する「にぎたつりフレッシュルーム」（以下「本ルーム」という）の利用に関し、遵守すべき事項を定めるものです。

第1条（利用資格）

本ルームを利用できる者は、公立学校共済組合愛媛支部の組合員（以下「組合員」という）とします。ただし、子育て支援機能の利用に限り、その配偶者および同伴する乳幼児の利用を認めます。

第2条（利用目的）

本ルームは、組合員のメンタルヘルス対策、健康増進、および子育て支援（復職支援を含む）を目的として提供されるものです。公序良俗に反する行為、政治・宗教活動、または営利目的の活動には利用できません。

第3条（利用時間および予約）

（1）利用時間

平日 10:30 ～17:00（会館休館日等、運営上支障がある日を除く）。

（2）予約

原則として利用希望者が直接にぎたつ会館へ連絡し、予約を行うものとします。

（3）助産師派遣制限

助産師による専門相談・ケアおよび乳児の見守りについては、1 回の利用につき原則 2 時間以内とします。

第4条（安全管理および外出の禁止：館内待機の義務）

助産師による乳児の見守りサービスを利用中、保護者は万一の事態に備え、必ずにぎたつ会館内に待機してください。館外への外出は固く禁じます。

（1）自己責任の原則

本ルーム内における事故、盗難、紛失等については、利用者の責任において解決するものとし、支部およびにぎたつ会館は一切の責任を負いません。

（2）乳幼児の健康状態

発熱や感染症の疑いがあるなど、健康状態が優れない乳幼児の見守りはお断りします。

第5条（助産師の保護および免責）

（1）非医療行為の確認

本ルームで提供されるサービスはリフレッシュ支援を目的としたものであり、医療法に基づく医療行為、または児童福祉法に基づく保育を行うものではありません。

(2) 不可抗力への対応

助産師が善良な管理者の注意をもって見守りを行っている際に発生した、不可抗力による事故（急な体調変化や予期せぬ事故等）について、助産師および支部はその責を負いません。

(3) 業務の中断

助産師は、安全なサービスの提供が困難と判断した場合、または保護者が本規約に違反した場合は、自身の判断でサービスを中断・終了できる権限を有します。

第6条（禁止事項）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 見守り利用中の館外への外出。
- (2) 客室内での飲酒、喫煙、および臭気の強い食品の持ち込み。
- (3) 助産師を含むスタッフに対するハラスメント行為（暴言、威圧的な態度、過度な要求等）。
- (4) 施設の備品、設備の汚損、破壊、または持ち出し。

第7条（損害賠償）

利用者が故意または過失により、施設の設備・備品を破損させた場合、あるいは本規約に違反して事故を引き起こした場合、利用者はその損害を賠償するものとします。

第8条（プライバシーの保護）

利用者のプライバシーは厳守されます。利用の事実や相談内容が、本人の同意なく職場や第三者に報告されることはありません。ただし、緊急の医療対応が必要な場合はこの限りではありません。

第9条（規約の同意）

本ルームの利用予約および受付（チェックイン）をもって、利用者は本規約のすべての条項に同意したものとみなします。